

自動車税納税通知書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県が発付する自動車税納税通知書の封筒に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (7) その他、自動車税の納税通知書の封筒に掲載する広告として適当でない
と県が認めるもの

(広告の申込み)

第3条 広告掲載の希望者は、税務課所定の広告掲載申込書（広告の図案を含む）、誓約書及び役員名簿のほか役員が確認できる書類（登記事項証明書等）を県に提出し、申し込むものとする。また、広告代理店が広告掲載を申し込む場合は、広告主のほか、広告代理店についても、誓約書、役員名簿及び役員が確認できる書類（登記事項証明書等）の提出を要するものとする。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載を申し込むことができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において「風俗営業」と規定される業種及び風俗営業類似の業種に携わる者又は業者
- (2) 消費者金融業に携わる者又は業者
- (3) 賭博性が認められる業種に携わる者又は業者
- (4) 社会問題を起こしている業種に携わる者又は業者
- (5) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (7) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表

者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者

- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (9) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (11) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (12) 県税を滞納している者
- (13) その他行政の品位を損なうおそれ又は県民に不利益を与えるおそれのある者又は業者で適当でないと県が認めるもの

2 事業活動のために結成された企業連合（以下「企業連合」という。）が広告掲載を申し込む場合は、企業連合の構成員のいずれの者も前項各号に該当しないものであること。

（広告主の選定）

第4条 広告掲載申込書に記載された広告主及び広告内容が、自動車税納税通知書の封筒に掲載する広告として適当であると認められるもののうち、広告申込価格がもっとも高いものを広告主として決定する。

（広告申込価格）

第5条 広告申込価格は、次のとおりとする。

- (1) 広告申込価格は、713,000円を最低価格（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 広告価格は、広告の掲示費用（封筒への印刷費を含む。）とし、広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

（契約書の作成）

第6条 県は、第4条により広告主を選定したときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。なお、広告代理店が広告掲載を申し込んだ場合は、広告代理店と契約書を取り交わすものとする。

（広告原稿の提出等）

第7条 広告主は別に定める日までに広告主の氏名又は名称及び連絡先につい

て明確に表示した広告原稿を県に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出する広告原稿は、第3条第1項の規定により提出した広告の図案と同一でなければならない。ただし、誤記の訂正及び色彩の変更については、この限りでない。

(広告内容の承認)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告についてあらかじめ県の承認を受けなければならない。

(広告審査会)

第9条 自動車税納税通知書への広告掲載を適正に執行するため、自動車税納税通知書広告審査会（以下「審査会」という。）を設けることとし、その事務局を税務課に置く。

- 2 審査会の委員長は税務課長を、委員は広報広聴課長、財政課企画主幹、県民生活課長、県税集中管理室長及び税務課長補佐をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告主の選定について審査が必要であると認めるときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、過半同数の場合は委員長の決するところによる。

(書面開催)

第11条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、審査会を書面により開催することができる。

- (1) 感染症対策等の理由により、対面による審査会の開催が困難である場合
- (2) 次に掲げる項目のいずれも、それぞれの条件に該当する場合

ア 広告主

事務局による登記事項証明書及び県税の滞納状況等の確認のほか、条例第6条に基づく新潟県警察本部に対する照会の結果、自動車税納税通知書広告掲載基準（以下「基準」という。）2に該当する可能性があることが確認されなかったこと。

イ 広告内容

過去の審査会において、第2条及び基準3のいずれにも該当しないと認められた広告内容と同等であること。(レイアウト及び軽微な文言のみの変更を含む。)

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、自動車税納税通知書の封筒に掲載する広告に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行し、平成19年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行し、平成23年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行し、平成24年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行し、平成27年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、平成31年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行し、令和2年度分の自動車税(種別割)納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 12 日から施行し、令和 2 年度分の自動車税(種別割)納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 16 日から施行し、令和 5 年度分の自動車税(種別割)納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 3 日から施行し、令和 9 年度分の自動車税(種別割)納税通知書に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 27 日から施行し、令和 9 年度分の自動車税納税通知書に係る広告から適用する。